

判決年月日	平成22年8月31日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）10392号		
○米国法人の有する商標につき，取消審判請求の登録前3年以内における通常使用権者による使用の事実を認定し，同使用の事実を否定して商標を取り消した審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法50条

米国法人が有し，組立式棚等を指定商品とする本件商標について，商標法50条に基づく取消審判が請求された。審決は，本件商標を付した組立式棚を米国から我が国に輸入している日本法人I社は本件商標の通常使用権者とは認められないとして，取消審判請求の登録前3年以内における通常使用権者による使用の事実を否定し，本件商標を取り消す旨の審決をした。本判決は，事実を総合的に認定し，I社は本件商標の通常使用権者であると認め，取消審判請求の登録前3年以内における通常使用権者による使用の事実を認定し，審決を取り消した。